第20回定期大会 書面審議で開催

－コロナ禍で史上初の開催形式－

サービス連合新聞

〒160-0002 東京都新宿区
四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
サービス・ツーリズム産業
労働組合連合会
TEL 03-5919-3261
発行人　石川聡一郎

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、サービス連合は第20回定期大会を、史上初の「書面審議」の形式で開催しました。

今回は、規約に基づき、全国の加盟組合から計130名の代議員（他に特別代議員31名）が登録しました。議案書はあらかじめ現物を各代議員へ送付するとともに、サービス連合のホームページ（会員ページ）でも閲覧できるようにし、後藤会長の挨拶、質問・意見とそれに対する答弁、そして表決も原則としてホームページを通じて行うこととしました。スケジュールは、7月22日16時に開会を宣言し、その後同27日正午まで質問・意見を受け付け、同月28日にそれに対する答弁を掲載し、これを受けて同月29日15時までに代議員が各議案に対する表決を行う形としました。大会の運営にあたっては、代議員の中から小槌達矢代議員（帝国ホテル労組）および反田篤志代議員（JTBグループ労連）が議長に、また亀田隆仁代議員（KNTグループ労連）が資格審査委員長兼議事運営委員長に選出され、サービス連合本部会議室において議事を進行させました。



小槌議長（左）　反田議長（右）

7月29日15時から表決の集計を行った結果、運動のまとめや方針などの第1号から第3号の各議案、決算案、予算案など付議された案件すべてが賛成多数で可決されました。また、今大会では、役員の欠員による補欠選挙を実施する予定で、選挙管理委員会から6月19日に補欠選挙の告示を行いましたが、諸般の事情により選挙を実施しないことになり、告示は7月16日付で取り下げられました。

これまでに例のない開催形態は、システムのトラブルなど心配される点が少なからずありましたが、大きな不具合が発生することはなく、無事大会を終えることができました。また、質問・意見は3名の代議員から9件が寄せられ、従来の大会と変わらぬ活発な議論が交わされ、有意義な大会となりました。

大会専用HPを作成
提案は動画配信併用でわかりやすく

今回の大会は、執行部から直接語りかける形の議案の提案ができないことから、代議員が議案に対する理解を深められるよう、工夫が行われました。

その最大のものが専用ホームページの開設と、議案を要約した動画の掲載です。昨年までのような事後報告の形ではなく、7月6日に専用ページを開設して議案を掲載したほか、同月20日には石川事務局長および櫻田副事務局長が議案を解説する動画をアップし、その後も質問・意見や答弁、表決の結果などを掲載しました。動画はいずれも10分ほどの長さで、議案をわかりやすく、コンパクトに解説しています。専用ページとしたのは、関連情報をまとめて見られる一覧性や、閲覧数などを考慮したサーバーの安定稼働を目的としたもので、今回は臨時の開設でしたが、次回以降の活用も今後検討する予定です。

このほか、春季生活闘争の結果を報じるサービス連合新聞とは別に、7月7日付で大会の議案を要約したサービス連合速報も発行しました。



大会専用ホームページ

社会の動きに迅速に対応
要請や会見を続々実施

私たちの産業を直撃した新型コロナウイルス感染症に関し、サービス連合では、影響が現れ始めた当初から、談話の発表や関係省庁・国政政党への要請、それらの情宣、そして対策本部の設置など、様々なことを行ってきました。

国内で初めて感染者が確認されたのは今年１月16日でしたが、サービス連合では同月29日、政府に対し積極的な感染状況の提供と観光産業の事業継続に向けた対応を求める談話を発表し、翌々日には観光庁長官に直接要請を行っています。その後国政政党への要請も相次いで実施し、３月17日には後藤会長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」も設置しました。

３月26日には、従業員の安全な労働環境を求める観点での談話を発表しました。これに加え、派遣添乗員の雇用確保や観光産業再生などについての緊急要請も行うこととし、国政政党のほか国土交通省、財務省などへの要請も行い、さらに国土交通省および厚生労働省の記者クラブでの会見も行いました。派遣添乗員の問題は、この会見が契機となり、４月28日にＮＨＫ総合テレビ「おはよう日本」の番組内で取り上げられました。

６月22日には再度観光庁長官を訪ね、観光立国を継続するための観光産業への給付金制度の創設や、観光産業の維持・再生のためのファンドの設立などを求める要請を行い、記者会見も行いました。この要請に関しては、７月３日に参議院議員会館において、関係省庁への説明会を実施しました。説明会は大塚耕平参議院議員の主催で行われ、大塚議員ほか３名の国会議員、観光庁・経済産業省・農林水産省・財務省・金融庁・厚生労働省の各担当者、日本旅行業協会・日本ホテル協会等の業界団体７団体の担当者が出席しました。また、中央省庁だけでなく、日本銀行の本支店、北海道から沖縄までの各地の運輸局および経済産業局、主要都道府県庁等に対しても要請を行うこととし、各地方連合会の議長および事務局長が順次担当者を訪ね、要請書を手渡すこととしています。

７月22日には、様々な問題を抱えながらも同日スタートした観光振興策「ＧｏＴｏトラベル」キャンペーンに関し、適切な情報発信と混乱のない制度設計を求める談話も発表しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策本部の対策会議は、これまで14回開催し、その内容は適宜速報またはサービス連合新聞で報告しています。加盟組合に対する実情のヒアリングは、この対策会議の決定に基づいて実施したものです。会議では雇用問題への対応方針も決定し、サービス連合としてその相談を受ける体制も整えています。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢は日々変化しており、予断を許さない状況ですが、サービス連合では対策会議を引き続き実施するほか、今後も適切な機会に見解・談話を発表するなど、考え方を広くマスコミへもアピールしていきます。

コロナ感染症に関する動き（主なもの）

	社会の動き	サービス連合の動き	コロナ対策本部	新聞・速報
1月	1/6 中国・武漢での肺炎に対し厚労省が注意喚起 1/16 日本初の感染者確認 1/30 ＷＨＯが緊急事態宣言	 1/29 談話発表 1/31 観光庁へ要請		
2月	2/3 ダイヤモンドプリンセス号横浜入港 2/13 日本初の感染者死亡 2/27 安倍首相が学校臨時休校要請の考えを表明	2/7 立憲民主党・国民民主党へ要請		2/17 速報72号
3月	3/9 専門家会議が「三密回避」を呼びかけ 3/13 コロナ特措法改正成立 3/24 東京五輪延期決定	3/6 自民党へ要請 3/26 談話発表	3/17 設置（第１回会議） 3/26 第２回会議	3/13 速報74号 3/19 速報75号
4月	4/7 東京・大阪など７都府県に緊急事態宣言 4/16 緊急事態宣言全国へ拡大 4/30 第一次補正予算案成立	4/6 国民民主党へ要請 4/6 国交記者会で会見 4/7 国交省・財務省へ要請 4/7 厚労記者会で会見 4/28 NHKおはよう日本出演	4/1 第３回会議 4/9 第４回会議 4/15 第５回会議 4/23 第６回会議	4/3 速報76号 4/8 速報77号 4/10 新聞49号 4/15 速報78号 4/27 速報79号
5月	5/14 39県で緊急事態宣言解除 5/25 全国で緊急事態宣言解除		5/1 第７回会議 5/13 第８回会議 5/27 第９回会議	5/1 速報80号 5/18 速報81号
6月	6/12 第二次補正予算案成立 6/19 都道府県間の移動自粛規制全面解除	6/22 観光庁へ要請 6/22 国交記者会で会見	6/3 第10回会議 6/17 第11回会議	6/1 速報82号
7月	7/22 「GoToトラベル」スタート	7/3 関係省庁への説明会開催 7/22 談話発表	7/1 第12回会議 7/15 第13回会議 7/30 第14回会議	7/3 新聞50号 7/7 速報84号



挨拶する大塚耕平参議院議員と関係省庁説明会の模様(7/3)



「GoTOトラベル」7月22日開始も課題山積

サービス連合の国への要請の成果の一つでもある「GoTOトラベル」キャンペーンが、紆余曲折の末、7月22日（旅行開始日ベース）からようやくスタートしました。

一兆七千億円の予算組みが行われている「GoTOキャンペーン」のメインともいえる「GoTOトラベル」は、当初8月からのスタートとされていたものが、7月10日に「7月22日スタート」とすることが発表されました。しかしながら、これと時を同じくして第二波ともいえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大が東京都を中心に始まり、国は7月17日、キャンペーンそのものは予定通り実施するものの、東京都を発着地とする旅行をキャンペーンの対象外とすることを追加発表します。さらに、この東京除外措置による旅行キャンセル料について、国が補償するか否かで発表が二転三転し、結局は補償するということになりました。



「GoToトラベル」は、元は旅行代金の半額（ただし一人一泊あたり最大二万円）を国が助成するものでうち七割を代金の割引で、三割を旅行先での飲食などに使えるクーポン券の支給で旅行者に還元するものです。ただし、7月22日の開始分については、準備が間に合わないという理由でクーポン支給はなく旅行代金の割引のみで、しかもいったん旅行者が旅行会社または宿泊業者に支払った後にキャンペーン事務局を通じて割引額が還付される暫定的な形になっています。この方法は、旅行者の手間もさることながら、感染防止策を実施しない旅行会社や宿泊機関は対象外とされていて、どのツアー・どの宿が対象なのかが非常にわかりにくく、さらには、現状では還付請求の事務を取り扱う事業体は決まっているものの、具体的な申請書類の送付先は未発表の状態にあります。

サービス連合では、7月22日付で発表した談話において、「政府主導による適切な情報の公開・発信」「観光産業の現場に混乱のない制度設計」を求めています。統一性や合理性のない感染者数などの数値の発表は、国民の不安を煽り、旅行需要をむしろ減退させかねない状況になっています。また、キャンペーンを始めるとは言ったものの、不明点が多い上に発表される内容も朝令暮改状態では、利用者も事業者も戸惑うばかりです。政府は、いまのところキャンペーンは予定どおり継続するとしていますが、諸々の混乱は解消されないままの状態です。感染拡大の状況と併せ、今後の動向を注視し、その時々の状況に応じ、適切な対応をしていくことが求められています。

令和2年7月豪雨 支援カンパを実施

一昨年は西日本豪雨、昨年は東日本台風とこのところ毎年のように水害が発生していますが、今年も7月に九州から中部、東北の広い地域にかけて、大きな豪雨災害が発生しました。

サービス連合では、今回の「令和2年7月豪雨」に対し、支援カンパを実施します。義援金は各組合にて実施していただき、第一次集約を8月28日（金）、最終集約を10月30日（金）とします。集まった義援金は、日本赤十字社へ寄贈する予定ですが、連合（日本労働組合総連合会）においても同種の緊急カンパを実施していることから、要請ベースで対応する予定です。皆様の温かいご協力をお願いいたします。

なお、昨年の台風19号による水害に際しては、連合が主体となって福島県へ災害支援ボランティアを派遣しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念もあり、いまのところ同様の中央からのボランティア派遣は実施しない予定とのことです。



「助け合い運動のしおり」を改訂しました

サービス連合が行っているさまざまな共済活動や社会貢献活動、サービス連合が提携しているろうきんなどの機関を紹介する冊子『助け合い運動のしおり』が、このほど２年ぶりに改訂発行されました。

Ａ４判カラー刷り24ページの冊子では、最初にサービス連合が独自で実施している「サービス連合組織共済」が紹介されています。組合員や家族が死亡したときの弔慰金と、火災などで住居が被害を受けたときの災害見舞金からなるもので、支給のための申請書面も最終ページに付属しています。（支払条件・金額等は下表参照。）

続いて、サービス連合の活動として「明日づくりプロジェクト」と称して取り組んでいる社会貢献活動、ボランティア活動の支援制度である「金太郎活動支援制度」が、最近の実例とともに紹介されています。「明日づくりプロジェクト」では、従来から取り組んでいるユネスコの活動支援の一環として、書きそんじハガキの収集をより広く行うため、専用のボックス「書きそんじハガキＰＯＳＴ」を各加盟組合にお送りすることとしました。これにより集められたハガキは「世界寺子屋運動」として、各地での学校建設などの教育普及活動に役立てられます。積極的な活用とご協力をお願いします。

これに加えて、冊子ではこくみん共済coop（旧全労済）による生命・年金・医療・火災・マイカーなどの各種共済（保険）商品が、商品ごとのページ建てで紹介されています。今年で誕生70年を迎えた、はたらく仲間が資金を出すことによって運営されている金融機関・ろうきん（労働金庫）の紹介ページもあります。こくみん共済coopとろうきんの最寄り店舗の連絡先は、まとめて裏表紙に掲載していますが、ＱＲコードを読み取ってスマートフォンで情報を得ることもできます。

さらに、組合員であれば誰でも利用できる無料法律相談の案内、サービス連合が提携して割引料金で利用できる葬儀社の「セレモア」、同じく割引料金で利用できるレンタカー「タイムズ」の案内も掲載しています。

冊子は近日中に各加盟組合へ送付しますが、希望があれば追加して送付することができますので、サービス連合本部までご連絡ください。





2020年7月版の「助け合い運動のしおり」（上）と「書きそんじハガキPOST」（右）

サービス連合組織共済
弔慰金・災害見舞金支給条件

◎弔慰金

組合員が死亡したとき	15万円
組合員の配偶者が死亡したとき	８万円
組合員が扶養する子供が死亡したとき	３万円

◎災害見舞金（自然災害を除く）

全焼全損壊の場合	
持ち家	50万円／借家　30万円
半焼半損壊の場合	
持ち家	50万円／借家　30万円
相当な被害の場合	
持ち家	３万円／借家　２万円



